

国立大学法人兵庫教育大学 中期目標

大学の基本的な目標

兵庫教育大学の基本理念

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術や指導能力など専門職としての高度の資質能力が求められる。これら高度の資質能力は、教育の伝統と創造を見すえた実践的な研究課題の設定及び解決に関する能力に裏打ちされ、学校の管理や運営に関する知見などの全体的、総合的観点に支えられているものでなくてはならない。

本学は、このような教員の資質能力の向上に対する社会的要請に応えるため、学校教育を中心とした理論的、実践的な教育・研究を進める「教員のための大学」、教育・研究に関して国の内外に「開かれた大学」、さらに教育実践のたえざる改善・創造に向けて「発信する大学」としての特色を生かしつつ、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し、我が国の教育の一層の発展に寄与するものである。

基本的な目標

本学の基本理念を実現するために「兵庫教育大学 21 世紀新構想大学プラン」を踏まえ、以下の長期的な視野に立った目標を設定する。

教育実践学の確立及び教育研究における高度の質の達成

学校教育における実践的指導力を持った教員の養成と現職教員としての優れた資質・力量を備えた人材の育成、及び教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材の輩出

教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための大学院の整備拡充

教育研究の成果を活用した国や地域の教育、文化の向上への貢献

国際社会へも開かれた大学としての教育研究面での国際交流の促進と国際貢献

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成 16 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学校教育学部（初等教育教員養成課程）、学校教育研究科（修士課程）、連合学校教育学研究科（博士課程）を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育の成果に関する目標

〔全学的な教育目標〕

全学的な教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

- 本学は、主として初等中等教育教員の大学院修士課程における研究・研鑽を推進する目的で設置されたことから、大学院学校教育研究科（修士課程）を中心とし、後段階としての大学院連合学校教育学研究科（博士課程）、前段階としての学校教育学部（初等教育教員養成課程）を置いている。これらの相互の連携のもとに、実践的な指導力を持った教員を養成するとともに現職教員の資質・能力の向上を図る。また、理論と実践の統一を特色とする教育実践学の高度な研究能力を持った人材を育成し、教育実践学の確立を目指して取り組む。

〔学士課程〕

学部教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

- これからの時代に特に求められる教員の資質能力、すなわち（ ）「地球的視野に立って行動するための資質能力」、（ ）「変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力」、（ ）「教員の職務から必然的に求められる資質能力」の育成に重点を置いた教育を行う。また、学校現場の現代的諸課題に対応するよう教育内容のたえざる改善に努め、実践的指導力と教職への強い意欲を持ち、教員としての総合的な能力に加えて得意分野を持った教員を養成し、多くの人材を教育界に送り出すことを目標とする。

〔大学院課程〕

大学院課程における教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

（修士課程）

- 教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための教育・研究機能を強化し、現職教員の再教育機関としての役割を果たすとともに、これからの生涯学習社会に求められる教育指導者を育成する。

（博士課程）

- 学校教育実践学及び教科教育実践学よりなる「教育実践学」を、従来の「教育学」とは違った学校教育実践に関する独自の学問分野として確立し、教育実践学の高度な研究・指導能力を持った研究者及び教育専門職を育成する。

（2）教育内容等に関する目標

〔学士課程〕

学生受入れに関する基本方針

- 入学者の受入れが学生受入方針に沿って行われているかどうかの検証を行い、教員になろうとする意欲及び能力の高い学生を入学させるよう努める。

教育理念等に応じた教育課程編成の基本方針

- 初等教育教員養成課程の専門性を高め、教職に対する強い意欲と実践的指導力を持った教員を養成するためのカリキュラムを編成する。
- 実地教育を通して教養教育と専門教育の一層の有機的な連携を図り、学生の人間的成長と教員養成の見地からの教養教育の再構築を行う。
- 実地教育を本学の教育課程の中核をなすものと位置づけ、その在り方について学校教育学部及び附属学校園教員の共通理解を得るとともに、実地教育カリキュラムの充実を図る。

授業形態、学習指導法等に関する基本方針

- 授業形態、学習指導法を工夫し、学生の発表能力、コミュニケーション能力及び情報通信技術活用能力を向上させる。

成績評価に関する基本方針

- 授業科目ごとの成績評価基準を明確にする。

〔大学院課程〕

（修士課程）

学生受入れに関する基本方針

- 入学者選抜に当たっては、現職教員で教育に携わることへの使命と熱意を持ち、自らの資質能力の向上を志向する者や、高い専門性と実践力を持った初等・中等教育教員になることを強く志向する者を受け入れる。

教育理念等に応じた教育課程編成の基本方針

- 教職教養教育と専門教育の連携を図り、現職教員に対する再教育機能を強化し、他方で、初等・中等教育教員を志向する者には教員として身につけるべき専門的内容を備えた広がりや深さのあるカリキュラムを整備する。

授業形態、学習指導法等に関する基本方針

- 現職教員や学部卒業後進学した学生、社会人、留学生等に対する授業形態や指導方法に関して、大学として教育すべき事項や学生の修学目的に応じた適切な内容や方法を整備する。
- 教育に係る情報通信機器環境を整備して、キャンパス間の有機的な連携を促進する。

成績評価に関する基本方針

- 授業科目ごとの成績評価基準を明確に策定する。
- 修士の学位授与基準の弾力化を図る。

（博士課程）

学生受入れに関する基本方針

- 連合学校教育学研究科（博士課程）は教育実践学の高度な研究・指導能力を持った研究者及び教育専門職を養成することを目的とすることから、教育実践学の研究者を目指す者及び現職教員や教育行政職にある者で教育専門職を目指す者を積極的に受け入れる。入学者選抜に当たっては、原則として標準在学期間（3年）で学位取得が可能となるような能力のある学生を選抜する。

教育理念等に応じた教育課程編成の基本方針

- 教育実践学に関する幅広い識見と高度の専門性を修得させる観点から、教育課程の在り方について検討を行い、充実・改善を図る。

授業形態、学習指導法等に関する基本方針

- 教育研究の中心となる学校教育実践学及び教科教育実践学の特質を考慮して総合的・学際的な視点が

ら研究指導ができるように、指導体制を整備する。

成績評価に関する基本方針

- 本研究科を修了し、学位を取得した者が全国的な学会で活躍できるだけの学力及び教育研究能力を有していることを保証するような成績評価基準を設定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教員組織の編成方針

- 大学の教育方針を的確に反映し、同時に社会や学生の必要とする教育ができるように、適正な教員組織の構成を図る。

教育支援者の配置方針

- 学校教育学部（初等教育教員養成課程）と学校教育研究科（修士課程）における教育効果を上げるため、授業補助者や教育支援のための職員等の適正な配置と活用を促進する。

教育環境の整備・活用に関する基本方針

- 教育に必要な施設・設備等、教育環境の適切な整備・活用を図る。

情報ネットワーク等の整備・活用に関する基本方針

- 情報ネットワークの活用を図り、キャンパスネットワークの適切な維持・管理体制を確立する。

教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する基本方針

- 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制を整備し、評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結びつけるシステムを整備する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びファカルティ・ディベロップメントに関する基本方針

- 教育の質の更なる向上を目指して、教授方法の改善等、ファカルティ・ディベロップメントに大学全体で取り組む。

学内共同教育等に関する基本的目標

- 学校教員としての実技能力を養い、向上させるために附属実技教育研究指導センターの整備・活用を図る。
- 学校教員としての情報通信技術の活用能力を養い、向上させるために情報処理センターの整備・活用を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

学生への学習支援に関する基本方針

- 学生の学習・研究活動を促進するための支援体制や相談体制を整備する。

学生への生活支援に関する基本方針

- 学生の安全で健康的な学園生活と効果的な学習・研究活動を促進するための生活支援体制や、相談体制の整備を図る。
- 大学における生活環境（施設・設備等）を整備し、効率的な活用を図る。
- 学生の職業意識向上を図るための取組を積極的に行い、就職指導体制の強化を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

取り組むべき研究課題に関する基本方針

- 学校教育の実践を中心に据えた学校教育学に関する研究を行い、学校の教育やそれを支える諸活動にかかわる研究と、教科の教育にかかわる諸分野の研究を有機的に関連づけた研究を推進する。

研究の社会（社会・経済・文化）的效果・成果、成果の社会への還元等に関する基本方針

- 現代の教育課題に対する社会的要請や教育実践課題、さらには地域の教育課題や教育政策形成などに関する研究成果を、社会や学校に積極的に還元し、研究の社会的効果を高めるよう取り組む。
- 大学院修了生等を結ぶネットワークを整備・活用して学校教育の実践に根ざした教育実践学の研究を推進し、研究成果を学校現場に還元することにより、学校教育の質的改善・改革に貢献する。

達成すべき研究水準に関する基本方針

- 学校教育実践学及び教科教育実践学よりなる「教育実践学」を従来の「教育学」とは違った独自の学問分野として確立し、その分野での我が国における研究拠点となる。
- 現代の教育課題に対する社会的要請や教育実践課題、さらには地域の教育課題や教育政策形成など、様々な側面で優れた水準の研究を達成する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者の配置に関する基本方針

- 時宜に即応した研究課題に適切に取り組めるように、部・講座や各センターの新設・再編や教員の配置等について検討し、機動的な研究組織を構築する。

- 連合学校教育学研究科（博士課程）においては，構成大学間の連携を図り，効果的に研究計画を立案し実施するための研究体制を強化する。
研究支援者の配置に関する基本方針
- リサーチ・アシスタント等の研究支援者や，情報通信技術等に係る研究環境整備を支援できる技術職員等の配置を強化する。
研究環境整備に関する基本方針
- 高度な研究活動が推進されるように，研究施設・設備等の研究環境について常に点検し，整備する。
学内・学外共同研究等に関する基本方針
- 学校教育に関するプロジェクト研究を推進・強化するため，各講座や学校教育研究センター，附属発達心理臨床研究センター，附属学校園との連携を強化し，さらに，学外の機関（教育委員会や学校等）との共同研究を行うための体制を整備する。
- 連合学校教育学研究科（博士課程）では共同研究プロジェクト推進委員会においてプロジェクト研究計画を策定し遂行する。
知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する基本方針
- 教育研究の成果を基盤とした知的財産の創出と活用を推進するための体制を構築する。
研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための基本方針
- 研究活動の状況や問題点を把握し評価するとともに，評価結果を研究活動等の質の向上及び改善につなぐための体制を整備し，適切に機能させる。
- 研究業績等の評価に関する学内の評価基準を策定し，その評価に基づき，学内における研究費の配分の適正化を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

地域社会との連携・協力を促進するための基本方針

- 地域交流推進センターを拠点として，兵庫県を中心とした地域社会との間で連携・協力体制を構築する。
- 地域の学校等との連携・協力を通じて学校現場の抱える様々な課題を汲み上げることにより，実践的な研究を推進し，本学の目指す「教育実践学」の確立に資する。
- 教育研究の成果を組織的に地域社会，特に学校教育行政や学校現場に還元し，社会問題の解決や教育実践に生かしていけるように社会サービス活動を積極的に推進する。

他大学等との連携・支援に関する基本方針

- 他大学と連携して社会人に対する生涯学習の機会を提供する。

産業界との連携・協力を促進するための基本方針

- 地域交流推進センターをリエゾンオフィスとして整備し，各種教育・研究事業を展開する。

国際的な連携・協力を促進するための基本方針

- 教員養成や教員の研修を中心とした「教育」にかかわる国際的な連携・協力を積極的に促進する。
- 留学生を積極的に受け入れるとともに，学生の海外派遣や交流協定大学等との人的交流を推進する。
- 外国の優れた研究機関との間で学術交流を積極的に進め，研究者の派遣と受入れを推進する。
- 大学の教育研究活動を世界に向けて発信し，国際共同研究や国際シンポジウムを積極的に行う。

(2) 附属病院に関する目標

該当なし

(3) 附属学校に関する目標

附属学校園の目標

- 幼稚園教育及び小・中学校教育の在り方を大学との共同研究のもとに理論と実践の両側面から研究し，これからの時代にふさわしい教育の構築を目指して，成果を公開，発信するモデル校として教育研究に取り組む。

大学・学部との連携・協力の強化に関する基本方針

- 学校教育研究センターが中心となり，実践的な教育研究の場である附属学校園と大学・学部との連携・協力の強化を図る。

学校運営の改善に関する基本方針

- 各附属学校園においては校園長のリーダーシップのもとに学校運営の改善を図る。
- 附属学校運営委員会の検討に基づいて附属学校園の運営改善のための取組を積極的に行う。

入学者選考の改善に関する基本方針

- 大学・学部における幼児・児童・生徒の保育・教育に関する研究に協力し、大学・学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるといふ附属学校園の目的を果たすために、入学者を適切に選考する。
公立学校との人事交流に関する基本方針
- 附属学校園における教育と研究をより活性化させるとともに、得られた成果を地域の学校に還元するために公立学校との定期的な人事交流を促進する。
体系的な教職員研修に関する基本方針
- 教員の専門的力量形成のための体系的な研修システムの構築を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

効果的な組織運営、学内の資源配分体制等の基本方針

- 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる組織を確立する。
- 大学経営の基本戦略と、それを実現するための企画力を高める方策を積極的に進める。また、人的資源、施設建物等の効果的な配置を、大学運営の基本戦略に沿って進めることができるようにする。
- 事務組織の企画力を高め、教育研究の効果的な実施のための支援体制を強化する。
学内の審議機関の見直しの基本方針
- 役員会を執行機関とし、基本戦略の提案、企画立案を行う。また、教学面の重要事項、方針を審議する教育研究評議会、経営面の重要事項、方針を審議する経営協議会を効率的に運営する。その際、経営協議会等の審議を通して大学運営に学外の意見を積極的に反映させる。
- 教授会の審議事項や各種委員会の役割を適宜見直し、これらの機関が有効に働くようにする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

適切な評価に基づいた教育研究組織の弾力的な設計と改組転換の基本方針

- 教育研究の進展や社会的要請に応じ、既存講座の教員定員の適正化や新しい講座・コースを設置する際の適切な人事を行う。
- 教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づいて、講座・コースの再編・充実や新しい講座・コースの設置を検討する。
- 専門職大学院の計画的実現を目指す。
- 大学・学部附属の各センターの活動内容及び連携の在り方等を見直し、各センターの一層の発展を図る。

3 人事の適正化に関する目標

教員の多様化の促進に関する基本方針

- 教育研究の進展や社会的要請に応じて教育研究組織を改組する際に、採用人事における任期制の導入、教員の講座間移動等を積極的に進め、教員の多様化や流動性を高める。
- 特定分野やプロジェクト研究に学校現場における教育経験を有する者を導入する。

教員の国際性の向上に関する基本方針

- 国際感覚に富んだ教員を増やすため、教員の海外派遣を促進する方策を構築する。

事務職員の専門性の向上に関する基本方針

- 採用及び人事交流の方法を工夫し、事務職員の専門性を向上させるよう努める。
- 大学運営に専門職能集団として積極的に参画できるように事務職員の資質向上を図るための研修の充実を図る。

教職員の業績を給与等に適切に反映させるための基本方針

- 教職員の能力が十分に発揮されるよう、業績を反映した部分が給与等に適切に盛り込まれるようにする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

運営組織に見合う事務機構全体の再編の基本方針

- 合理的・効率的な業務執行が可能となるように事務機構全体の見直しを図る。

各種事務処理の簡素化及び迅速化の基本方針

- 新たな事務需要に対応できるように事務全般の継続的な見直しを図る。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 教育実践研究等を推進し、外部研究資金の獲得及び本学の特色を活かした事業の実施により自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

- 教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、管理的経費の縮減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 大学の基本戦略に基づいて、効果的な予算配分、資産運用を図る。
- 資金の安全かつ有利な運用管理を図る。
- 土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

全学的な自己点検・評価の実施の基本方針

- 全学的な自己点検・評価を定期的に行い、大学運営の改善を図る。
 - 自己点検・評価に当たっては、教育研究等の活動状況に係る客観的な情報をもとに適切な評価を行う。
- #### 評価結果を大学の教育研究並びに組織及び運営の改善に結びつけるための基本方針
- 自己点検・評価を改善に結びつけるためのシステムを整備する。
 - 評価結果のフィードバックの状況の整理と公表を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標

教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針

- 教育研究等の活動状況にかかわる大学情報を収集・分析するとともに、各種の媒体を活用して社会に対する情報提供に努める。
- 研究発表会やシンポジウムの開催及び本学の研究紀要や研究科論文集等の発行を積極的に行い、本学の教育の特色や研究成果を社会に向けて発信する。
- 学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備を行う。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

施設等の整備計画等の基本方針

- 大学の基本戦略に基づいて、卓越した教育研究拠点の形成に向けた整備と、教育研究環境の計画的な整備を行う。

施設等の有効活用及び維持管理の基本方針

- 施設設備の実態や利用状況等の自己点検・評価により、施設設備の有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

教育研究環境の安全・衛生の確保に関する基本方針

- 労働安全衛生法等を踏まえ、キャンパスにおける安全・衛生確保のための体制を整備し、教職員及び学生の安全・衛生意識を高めるための取組を積極的に行う。

別表（学部，研究科）

学部	学校教育学部
研究科	学校教育研究科 連合学校教育学研究科（連合大学院） 参加大学 上越教育大学 岡山大学 鳴門教育大学